

京都市告示第 396 号

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金等に関する規則第 2 条ただし書の規定により、年末年始における道路附属物自転車等駐車場の入退場時間の臨時の変更を次のとおり行います。

平成 16 年 12 月 22 日

京都市長 榎 本 頼 兼

名 称	期 間	変 更 後 入退場時間	現 行 入 退 場 時 間		
京都市出町駐車場	平成 16 年 12 月 31 日から平成 17 年 1 月 3 日まで	なし	午前 6 時 30 分から 午後 10 時 30 分まで		
京都市松ヶ崎駅自転車駐車場			なし	午前 5 時から 翌午前 0 時 30 分まで	
京都市国際会館駅自転車等駐車場					
京都市東野駅自転車駐車場					
京都市御陵駅南自転車駐車場					
京都市御陵駅北自転車駐車場					
京都市栂辻駅自転車駐車場					
京都市小野駅自転車駐車場					
京都市醍醐駅自転車駐車場					
京都市桂駅東口自転車駐車場					午前 4 時 30 分から
京都市桂駅南自転車等駐車場					翌午前 1 時 30 分まで

(建設局道路部放置車両対策課)